

医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
一般医療機器 汎用X線診断装置用非電動式患者台 JMDNコード 40654000
特定保守管理医療機器 設置管理医療機器

乳幼児撮影台 AS-MC 2

【禁忌・禁止】

- (1) 本装置は爆発型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を絶対に使用しないこと。
- (2) 被検者自身の状態によって、被検者本人を危険な状態にすると判断される場合は検査を本装置で行わないこと。

【使用上の注意】

＜使用注意＞

1. つぎのような被検者の場合には、介添者を付けるなど慎重に検査を行うこと。
高血圧者・心臓疾患・循環器障害・神経質・衰弱している・身体障害者
幼児など

＜重要な基本的注意＞

1. 操作中は、被検者の指・手・腕・足が装置に挟まれないように注意すること。
2. 組合せて使用する機器、又は物などを装置の動作範囲内に置かないこと。
3. 被検者へのX線被曝量を低減すること。
・不要な部位へのX線被曝量を減らすため、X線可動絞り装置は必要最小限のX線照射範囲に調整して使用すること。
4. 検査を開始する前に装置に異常がないか確認すること。
装置にトラブルが発生した場合は、点検を行い安全であるか確認し正常に戻らない場合は、使用を中止して『使用禁止』などの表示を行い当社指定のサービスへ連絡し点検を受けること。
5. 本体にはキャスターが装着されている為、ストッパーで固定を行うこと。
6. 感染を防ぐために血液が付着した場合など、消毒が必要な場合は、適切な消毒作業を行うこと。

＜相互作用＞

指定された付属品、オプション品以外は装置に組み合わせて使用しないこと。

＜不具合＞

1. 撮影台本体、及び受像部には意図しない力を加えないこと。

＜小児等への適用＞

1. 被検者の放射線防護を行い医師の指示に従うこと。
2. 必要に応じて介助者を付けること。

＜その他の注意＞

装置を廃棄する場合は、産業廃棄物となり、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者に廃棄を依頼すること。

「使用上の注意」の詳細は、取扱説明書に記載しておりますので、必ず使用前に参照してください。

【保管方法及び有効期間等】*

1. 輸送及び保管条件

- (1) 温度 : $-20 \sim 60$ °C (輸送)
 $-20 \sim 40$ °C (保管)
- (2) 湿度 : $30 \sim 90$ % (結露なきこと)
- (3) 気圧 : $700 \sim 1,060$ hPa

2. 有効期間 (耐用年数)

有効期間は使用上の注意を守り、正規の保守・点検を行った場合に限り10年間です。

[自己認証 (当社データ) による]

【形状・構造及び原理等】*

1. 構成

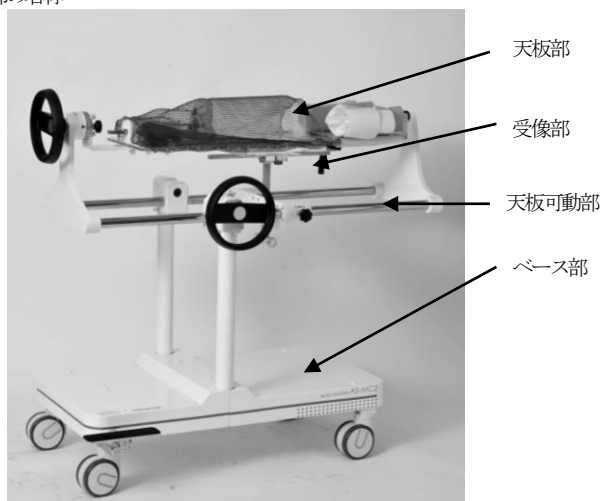
(1) 主構成ユニット

- ・天板部
- ・天板可動部
- ・受像部
- ・ベース部

(2) 付属品

- ・頭サポートベルト
- ・顎サポートベルト
- ・上肢サポートベルト
- ・脚サポートベルト

2. 各部の名称*



3. 装置寸法及び質量

寸法 (mm) : (臥位) 幅1,158、奥行き557、高さ1,048
(立位) 幅 904、奥行き557、高さ1,440
質量 (kg) : 約58

【使用目的又は効果】

固定体位式テーブルを備えた非電動式患者台又は空気圧による制御、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブル位置調整制御やテーブル高制御を備えた非電動式患者台をいう。汎用X線装置を必要とする一般/平面画像の撮影や特別な診断撮影の場合に被検者の体位を調整・保持するよう設計されている。固定式又は可動式であり、X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られている。X線画像診断用だけを対象とする。

【使用方法等】

1. 使用環境条件

- (1) 周囲温度 : $5 \sim 35$ °C
- (2) 相対湿度 : $30 \sim 85$ % (結露なきこと)
- (3) 気圧 : $700 \sim 1,060$ hPa

2. 操作方法

本装置の操作方法是、下記項目に従っておこないます。
詳しい操作方法是、取扱説明書に記載しておりますので、使用する前に必ずお読みください。

- (1) カセットを撮影台本体に装着します。
- (2) 被検者を撮影台本体に乗せます。
- (3) 被検者を固定します。
- (4) X線管装置の位置決めをします。
- (5) X線高電圧装置にてX線撮影を行います。
- (6) カセットを取り出します。
- (7) 被検者を撮影台本体から降ろし、本装置を待機位置に戻します。

取扱説明書を必ずご参照ください。

【保守・点検に係る事項】＊

- 1. 医療機器の使用・保守の管理責任は使用者側にあります。
- 2. 使用者による日常および定期点検、指定の業者による定期点検を必ず行ってください。

○ 使用者による保守点検事項

点 検 項 目	周 期	点 検 内 容	実施しない場合の影響
装置の正常な動作	始業毎	正常な可動・固定の動作確認	装置が正常に動作しない懸念があります。
装置の損傷	始業毎	損傷、破損、欠損の有無、安全な状態の確認	被検者の事故につながる懸念があります。
天板の清掃	始業毎	汚れ・ゴミ等が付着していない事を確認	読影に影響のある画像が出る懸念があります。
被検者が直接ふれる部分	始業毎	安全、清潔な状態であることを確認	被検者の事故につながる懸念があります。

○ 業者による保守点検事項

点 検 項 目	周 期	点 検 内 容	実施しない場合の影響
受像部の確認	1 年毎	増し締め確認と清掃、各部ロック機構の動作確認	カセットの着脱が正常に行えなくなる懸念があります。
天板部の確認	1 年毎	増し締めとガタの有無、動作・固定状態の確認	被検者の事故につながる懸念があります。
キャストの確認	1 年毎	増し締めとガタの有無、動作・固定状態の確認	被検者の事故につながる懸念があります。
本体架台部の確認	1 年毎	増し締めとガタの有無	被検者の事故につながる懸念があります。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社 オートシステム
住 所：〒819-1306 福岡県糸島市志摩松隈282-5
電 話 番 号：092-327-3313
製 造 業 者：株式会社 オートシステム 志摩工場

[販売代理店]